

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成30年5月23日

付議事項提出部局	市立伊勢総合病院 経営推進部 病院総務課	
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項	
件名	新市立伊勢総合病院の建設について	
付議事項の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○新病院建設事業の収支計画について ○今後の新病院建設スケジュールについて 	
審議の論点	<ul style="list-style-type: none"> ○新病院建設事業の収支計画を見直すことについて ○現病院の解体工事及び駐車場整備工事の計画について 	
参考事項	<p>平成28年 9月 教育民生委員会に新病院建設事業費報告</p> <p style="padding-left: 40px;">事業費総額 約189億円</p> <p style="padding-left: 40px;">うち建設工事費 122億円</p>	
関係資料の有無 (○をする)	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成30年5月23日

付議事項提出部局	環境生活部清掃課、環境課、健康福祉部健康課 産業観光部観光振興課、都市整備部都市計画課	
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項	
件名	喫煙対策について	
付議事項の概要	<p>○平成27年10月「喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境を整備する請願」の採択</p> <p>○平成29年3月「禁煙エリアの設定に関する条例設定のお願い」の要望</p> <p>○平成29年6月「喫煙対策について」、分煙環境の整備と禁煙エリアの設定の検討することを議会報告した。</p> <p>○ワーキンググループで1年間議論した。</p> <p>○既存の条例の一部改正を行う。</p>	
審議の論点	<p>○既存の条例にある「伊勢市を美しくする条例」の一部改正でよいか。</p> <p>○伊勢市環境基本条例基本方針第7条及び(1)(4)と審議会の設置第2項(2)により環境審議会で審議をすることでよいか。</p> <p>○喫煙対策についてのスケジュールはよいか。</p> <p>○議会への報告</p>	
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループで候補地の実態調査と分析 外宮エリアでの喫煙場所の調査 喫煙場所への案内表示 ・国の動向 	
関係資料の有無 (○をする)	<p style="text-align: center;">(有) ・ 無</p>	

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成30年5月23日

付議事項提出部局		総務部課税課							
該当する審議事項		(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項							
件名	固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例割合を規定することについて								
付議事項の概要	<p>1 課税標準の特例割合について、従来は地方税法で一定の割合が定められていたが、平成24年度から一部の対象については、法に定める範囲内において市町村の裁量により条例で規定することができるようになった。(地域決定型地方税制特例措置【通称 わがまち特例】)</p> <p>2 平成30年3月に「伊勢市立地適正化計画」が策定されたため、わがまち特例が1項目新たな対象となる。</p> <table border="1" data-bbox="320 840 1385 1093"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>特例割合</th> <th>具体的対象資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定誘導事業者(注1)が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産</td> <td>4/5を参酌し、7/10以上9/10以下</td> <td>(家屋、償却資産) 公園、広場、緑化施設、通路等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 都市再生特別措置法第97条に規定するもの</p> <p>※地方税法では、平成28年度改正において特例が創設されていたものの、当市ではその当時立地適正化計画が策定されていなかったため適用が無く、条例では特例を制定していなかった。</p> <p>※他県、他市町村にまたがる償却資産が対象となる場合の特例割合(大臣配分・知事配分)は、参酌基準の割合が適用されるよう法において規定されている。</p>			対象資産	特例割合	具体的対象資産	認定誘導事業者(注1)が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産	4/5を参酌し、7/10以上9/10以下	(家屋、償却資産) 公園、広場、緑化施設、通路等
	対象資産	特例割合	具体的対象資産						
認定誘導事業者(注1)が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産	4/5を参酌し、7/10以上9/10以下	(家屋、償却資産) 公園、広場、緑化施設、通路等							
審議の論点	○特例割合を参酌基準の4/5で制定すること。								
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <p>○地方交付税は、参酌基準の割合を基に算定される。</p> <p>○6月定例会に当該内容を含めた伊勢市市税条例および伊勢市都市計画税条例の一部改正案を提出予定。</p>								
関係資料の有無(○をする)		○有 ・ 無							

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成30年5月23日

付議事項提出部局	産業観光部商工労政課	
該当する審議事項	経営戦略会議規程第2条第3号に該当	
件名	生産性向上特別措置法案に基づく対応について	
付議事項の概要	<p>○今国会で審議中の上記法案が成立・施行された場合、中小企業の生産性革命の実現のため、中小企業の設備投資に係る支援について地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置が講じられることになる。</p> <p>これは、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間において取得される機械・装置等に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置であり、中小企業の生産性の向上に資する設備投資を促進するものである。</p> <p>地域の経済や雇用を支える中小企業の振興に資するため、当市においても特例割合をゼロとすることとしたい。</p>	
審議の論点	○市町村の条例で定める割合をゼロとすることの是非	
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割合をゼロと定めることにより、市内の中小企業は国の補助金における優先採択の対象となる。 ・この特例措置に係る基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用いて算定される。 ・市税条例の一部改正が必要であることから、課税課と協議済み。 	
関係資料の有無 (○をする)	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成30年5月23日

付議事項提出部局	健康福祉部福祉総務課
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項
件名	伊勢市駅前再開発事業（B地区）における保健福祉拠点施設の整備
付議事項の概要	<p>○伊勢市駅前再開発事業（B地区）における保健福祉拠点施設の整備について、賃貸借により整備したい。</p> <p>○当該施設の整備にあたり、事業者と基本合意を交わしたい。</p>
審議の論点	○市が保健福祉拠点施設を整備するにあたり、伊勢市駅前再開発ビルに「賃貸借」によって整備して良いか。については、基本合意を締結して良いか。
参考事項	<p>（過去の実績、提出部局での審議経過・意見等）</p> <p>庁内調整会議等において、保健福祉拠点施設の整備方針、機能、整備費用、スケジュール等について審議を行って来た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内調整会議 H28.2.4 H28.12.21 H29.10.12 H30.2.21 ・ 経営戦略会議 H28.5.13 ・ 市議会教育民生委員協議会 H28.6.14 H28.11.22 H29.1.11 H29.6.13 H29.8.22 H30.1.16 H30.2.15 H30.5.8
関係資料の有無（○をする）	○ ・ 無

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成30年5月23日

付議事項提出部局	情報戦略局 情報調査室
該当する審議事項	市政の基本方針に関する事項
件名	行財政改革指針の総括（案）及び行財政改革プラン（案）について
付議事項の概要	<p>○行財政改革指針に基づく取組が平成29年度末で終了したことに伴い、行財政改革指針の総括（案）を作成した。</p> <p>○3月22日の経営戦略会議において、「次期の行財政改革」について、「行財政改革プラン」の骨子案に基づき、新たに計画を策定し進めることを決定いただいた。なお、たな卸しチェックシートの構成については、今後、調整することとなった。</p> <p>○行財政改革指針の総括（案）、行財政改革プラン（案）、たな卸しチェックシートについては、外部の有識者等で構成される「行政改革推進委員会」（開催日：3/23、4/19、5/7）や調整会議（開催日：5/9）の意見を踏まえ作成した。</p> <p>○たな卸しチェックシートについては、ワーキンググループ（開催日：3/13、3/23、4/13、4/24）の意見を踏まえ作成した。</p>
審議の論点	<p>(1) 行財政改革指針の総括（案）は、これでよいか。</p> <p>(2) 行財政改革プラン（案）は、これでよいか。</p> <p>(3) たな卸しチェックシートの構成は、これでよいか。</p>
参考事項	<p>○行財政改革プラン（案）決定事項（3月22日経営戦略会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改革のテーマを『経営資源の最適化とアウトカム（成果）の最大化』とする。 ・取組期間を2018年度から2021年度までの4年間とする。 ・全ての職場を対象とする。 ・取組みの対象分野及び基本方針について、以下を基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①サービス分野 …… 選択と集中、民間委託等、協働化、手法の変更 ②行政組織分野 …… 効果的・効率的な組織運営 ③財政分野 …… 経費削減、歳入確保 ・全ての事務事業を対象として、たな卸しを行い、取組みの基本方針を定める。 <p>○今後の予定</p> <p>6月定会前の各常任委員協議会に報告予定</p>
関係資料の有無（○をする）	<p>① ・ 無</p>

